

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

横浜市

2 地域再生計画の名称

文化芸術創造都市づくり

3 地域再生の取組を進めようとする期間

2004 年度から 5 年程度

4 地域再生計画の意義及び目標

「文化芸術創造都市づくり」の意義

2009年の横浜港開港150周年や、羽田空港の再拡張・国際化などを踏まえ、開港都市としての歴史や文化、ウォーターフロントといった横浜の魅力を生かしながら、創造的な文化芸術活動を支える都市環境をつくることにより、個性あふれるまちづくりや、映像文化産業など新しい産業の振興・集積を促進し、横浜の再発展を実現する。

目標

「文化芸術創造都市づくり」を実現するための目標として以下の4項目を考えている。

アーティスト・クリエイターが住みたくなる創造環境の実現

文化芸術活動の担い手であるアーティスト・クリエイターが横浜に住み、創作し、作品を発表する場、さらにその作品を流通させる仕組みなどを整えることが重要であり、例えばスタジオやアトリエ、練習場といった制作の場所の確保、作品制作のための資金調達や流通のシステム整備等が必要と考えている。

創造的産業クラスターの形成による経済活性化

今後の成長が期待されているコンテンツ産業など創造的産業の振興は、産業活動を活発化し、都市開発を推進する上でも鍵になると考えられる。文化芸術を含むコンテンツビジネス、裾野の広い関連産業、NPO、大学等の複合的な機能集積からなる創造的産業のクラスターを形成するとともに、コンテンツを生かしたエンターテインメント産業の立地、これらと連携した観光振興などを推進することによって、新たな雇用の創出や企業立地が進むことを狙いとしている。

魅力ある地域資源の活用

横浜都心のウォーターフロントには、港を中心にして発展してきた成り立ちから、変化

に富んだ魅力的なウォーターフロント空間が形成されている。また、博物館・美術館・ホール・観光拠点等の文化・観光集客装置が集積するとともに、多くの歴史的建築物が遺されており、横浜独自の都市景観を形成しているが、近年これらの歴史的建築物が急速に失われつつあり、その保全が急務となっている。貴重な地域資源である歴史的建築物を文化芸術活動の場として活用することによって、都市の再生・活性化を促す象徴的な空間としていきたいと考えている。

市民が主導する文化芸術創造都市づくり

価値観の多様化や自由時間の増加などにより文化芸術に対する市民ニーズが高まっており、これに応え、鑑賞の機会や、自ら創作活動を行う機会の一層の充実を図る必要がある。さらに近年は、市民主体による文化芸術イベントの開催、市民によるアーティストやクリエイター支援の活動が活発になっており、こうした活動を行う市民やNPOを支援することによって、市民が主導する文化芸術都市づくりを実現することが重要と考えている。

戦略プロジェクト

これらの目標を達成するため、以下の戦略プロジェクトを実施していく。

『クリエイティブ・コア - 創造界限形成』

都心部の貴重な地域資源である歴史的建築物や倉庫、さらに空きオフィス等を転用し、アーティスト・クリエイターが作品を創作し、発表し、滞在（居住）する三位一体の活動界限を形成する。

『映像文化都市』

本市の良好な都市イメージ、東京都心部との近接性、IT関連産業をはじめとする既存の産業集積を活用し、映画、アニメ、ゲームソフトなど映像文化関係産業の誘致・振興、これを生かしたエンターテインメント産業などの集積促進を図り、新産業の創出や雇用の確保など経済の活性化を図る。特に、映像文化産業の振興に不可欠な人材育成機関、スタジオ、劇場、デジタルアーカイブなどの文化芸術関連施設の整備が重要と考えている。

『ナショナルアートパーク（仮称）』

2009年の横浜港開港150周年や、羽田空港の再拡張・国際化を踏まえ、横浜都心部のウォーターフロントにおいて、開港都市としての歴史や文化など、横浜独自の魅力や地域資源を生かしながら、質の高い都市空間や、国際的な文化芸術拠点を整備し、国内外から多くの人々が集い、交流し、新たな文化を創造する場を整備する。

支援措置との関連

・支援措置「映画ロケ・イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化」を活用

することによって、映画撮影やイベント開催をより円滑に行うことが可能になる。これにより、映像文化関係産業の振興、文化芸術はじめ様々なイベントの開催が促進され、文化芸術創造都市づくり全般にわたり大きな効果がある。

・戦略的プロジェクトである『ナショナルアートパーク』や『映像文化都市』を推進するにあたり、ウォーターフロントに多数存在する国有地の文化芸術活用の促進、映像文化産業振興に不可欠な文化芸術関連施設の整備などが必要となっており、支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」により、国の関係省庁の支援を受けて措置したいと考えている。

・支援措置「文化芸術による創造のまち支援事業の活用」により、横浜市内各所で行われる文化芸術に係わるワークショップ・シンポジウム・セミナー等の開催の支援を受けることで、人材育成や文化芸術活動の活性化が図られ、「市民が主導する文化芸術創造都市づくり」が促進される。

・支援措置「地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化」により、文化芸術施策全般について支援・アドバイスを頂くことにより、文化芸術創造都市づくり全般にわたり大きな効果がある。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

2004年から概ね5か年程度の経済的社会的効果として以下のような試算を行った。

アーティスト、クリエイター数

国勢調査（平成7年）によれば、横浜都心部（中区、西区）に居住するアーティスト、クリエイター数は3,071人であるが、制作環境・生活環境の整備、作品発表・流通システムの整備、市民との交流とアーティスト等の社会参加の促進により、5,000人への増加が見込まれる。

創造的産業従事者数

横浜市事業所統計（平成13年）によれば、横浜都心部（中区、西区）における創造的産業従事者数は、16,281人となっているが、「映像文化都市」の形成等を通じて産業集積を推進し、都心部における創造的産業従事者を30,000人への増加が見込まれる。

文化・観光集客装置

現在、横浜都心部には、博物館・美術館・ホールなどの文化施設（71カ所）、その他の観光スポット（14カ所）、合計85カ所の文化・観光集客装置が存在している。今後、歴史的建築物や倉庫等の文化的活用への整備等を通じて都心部における文化・観光集客装置を100

カ所程度まで増加させることで、集客の増加および豊かな都市空間の形成が見込まれる。

文化鑑賞者

横浜市及び横浜市芸術文化振興財団主催の文化事業の観客が年間 248 万人いるが、事業の質の向上や観光とセットにした効果的な PR などを行うことにより、年間 350 万人への増加が見込まれる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

10803 文化芸術による創造のまち支援事業の活用

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

201001 映画ロケ・イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

208001 地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

・「横浜トリエンナーレ」

都市型の国際的現代美術展としてはわが国最大の「横浜トリエンナーレ」の第2回展を、横浜都心のウォーターフロント「山下ふ頭」の上屋等を活用して開催する（平成17年9月中旬～12月中旬）。第1回展（平成13年9月2日～11月11日）では、入場者約35万人、市民ボランティア719人の参加があった。また、第3回展を平成20年に開催予定である。

・「BankART1929（バンカート1929）」

平成16年3月から始まった、アートNPOによる歴史的建築物の活用実験であり、戦略プロジェクト『クリエイティブ・コア』の関連事業でもある。

横浜都心部の歴史的建築物である旧富士銀行、旧第一銀行を活用し、イベント・交流・展示空間等の文化活用を行う。その運営をアートNPOが行っており、文化芸術創造の実験プログラムとして、平成17年度末までの2年間、文化芸術に関する様々な企画、プログラムが2つの歴史的建築物で展開される。

・「横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例」

平成16年度からスタートする国内最高水準の企業誘致のためのインセンティブ。横浜都心の「みなとみらい21地区」などにおいて、映像関連産業はじめ本市の産業政策上重要な産業の新規立地に対し、5年間の市税減免および助成金交付（投資資本額の10%）を行う。

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙 1

1 支援措置の番号及び名称

10803 文化芸術による創造のまち支援事業の活用

2 当該支援措置を受けようとする者

アーツリンク横浜実行委員会

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

平成 16 年 5 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの期間、横浜市内の文化施設、劇場、歴史的建築物などで下記の事業を開催する。

(1) 演劇祭「横浜アート LIVE 2005」の開催（横浜アート LIVE2005 実行委員会）

平成 8 年から毎年開催されている横浜における演劇祭を開催する。その際、「文化芸術による創造のまち支援事業」により、地元劇団の育成事業、ワークショップ、シンポジウムの開催を行う。

(2) 「コミュニティアートプロジェクト」の実施（ST スポット横浜）

旧第一銀行、旧富士銀行などにおいてワークショップやフォーラムを開催し、芸術・教育・行政・民間団体・アーティスト・制作者などの様々な立場の人達が一堂に集い、地域でアーティストを育て、文化を活性化するための施策を考え、また将来地域文化のリーダーとなるアーティストや劇場スタッフの交流・人材育成の機会を提供します。

(3) 「アートアクティベーション・プログラム」の実施（横浜舞台芸術 A . C .）

人材育成及び芸術創造環境開発への刺激を促す企画を開催する。地域で文化創造にかかわり活動する意欲的な民間劇場、団体、個人、アーティスト、制作者など様々な協力を得て、地域文化の継続と発展、また将来地域文化を牽引する人材育成(シンポジウム、セミナー、ワークショップ)を通年で行う。

(4) 「高校生のための連続演劇ワークショップ」の実施（横浜市高等学校演劇連盟創造のまち実行委員会）

横浜市内の高校生を対象に、演劇を通じた他者とのコミュニケーション（伝わること・伝わらないこと）を明確に意識させ、地域社会を形作る存在としての自己認識の向上をはかる。

別紙 2

1 支援措置の番号及び名称

11203 地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置

2 当該支援措置を受けようとする者

横浜市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

「文化芸術創造都市づくり」を実現するための戦略プロジェクトである『ナショナルアートパーク』は、横浜都心部のウォーターフロントにおいて、開港都市としての歴史や文化など横浜独自の魅力や地域資源を活用しながら、質の高い都市空間や国際的な文化芸術拠点を整備しようとするものであるが、重点地区として想定しているみなとみらい21・新港地区、象の鼻・大さん橋基部、山下ふ頭などの地区には多くの国有地・国有施設があるため、その文化芸術活用の促進や整備について、関係省庁のご支援を頂きたいと考えている。

また、『映像文化都市』の実現にあたっては、映画、アニメ、ゲームソフトなどの映像文化産業の振興に不可欠な人材育成機関、スタジオ、劇場、デジタルアーカイブなどの基盤的施設の整備が重要と考えており、現在、国の関係省庁が推進しているコンテンツ産業振興や知財立国関連施策の一環として、『ナショナルアートパーク』内における文化芸術関連施設整備についてご支援を頂きたいと考えている。

別紙 3

1 支援措置の番号及び名称

201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

映画ロケ・イベントを行おうとする者

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

映画ロケ、イベント等を市内各所（主に都心臨海部）において実施するにあたって、道路使用許可が円滑化されることにより、より映画ロケやイベント会場として横浜を使用しやすくなり、文化芸術創造都市としてのPRができるものと考えられる。

なお、横浜都心部を管轄する警察署（伊勢佐木署）管内だけでも、平成 15 年度における道路使用許可件数は、映画・テレビのロケによるものが約 60 件、イベントによるものが約 110 件あった。本支援措置により、ロケやイベントによる道路使用許可件数が増加し、地域活性化につながるものと考えられる。

また、映画ロケ・イベント等の実施にあたっては、警察庁通達を踏まえ、地域住民や道路利用者等の合意形成に努めることとする。

別紙 4

1 支援措置の番号及び名称

208001 地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化

2 当該支援措置を受けようとする者

横浜市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

文化芸術創造都市を形成するためには、市民の主体的な参加の下、文化芸術振興や産業振興施策（ソフト）とまちづくり施策（ハード）を融合し、一体的な施策として展開し、真に魅力ある都心部の形成を図っていくことが必要と考えているところである。

そこで、文部科学省より、各自治体の教育、文化及びスポーツ分野の振興を通じた地域づくりをソフト面からの総合的・積極的な支援をえることは、本市が今後、文化芸術創造都市を目指して、様々な事業を推進していくにあたっては、非常に有益であると考えます。

具体的には、新たなまちづくり施策を企画・立案し、市長村に提案する 教育・文化・スポーツに係る施策を集約し、市町村に提供する 大学教授等、省外のまちづくりの専門家による市町村への指導・助言 まちづくりの取組事例を全国へ普及、といったアドバイザー機能や情報発信機能を積極的に活用することにより、本構想の推進に非常に大きな効果を得られると考えるため、必要不可欠な支援措置であると考えているところである。